

第IV章 調査結果のまとめ

1. 従来から取り組まれてきた人権課題に関する関心の低調

この調査は、調査票の多くの質問項目の選択肢の中に「わからない」を設けている。質問に対する多様な選択肢がある中で、「わからない」を選択する回答者の割合が全ての選択肢の中で最多となる項目がいくつかあった。具体的には、同和問題に関するいくつかの項目、ハンセン病患者・回復者の項目、アイヌの人々の項目で、「わからない」が最も多く選択されていた。これらは、いずれも従来から人権課題として啓発され取り組まれてきた蓄積のある内容であり、平成15年度に行った調査では入れていなかった犯罪被害者やインターネットに関する項目のように問われている項目そのものを知らないという理由ではないと考えられる。

その一方で、女性、高齢者、障害者、ホームレスなどの項目は、近年に様々な法制度が創設又は改正されるなど社会的対応の一定の蓄積のある課題であり、このような項目は「わからない」を選択する回答者は少ない傾向がある。

市民の人権に対する関心は、従来からある人権課題よりも近年法整備が更新され続けているものやメディアに取り上げられる機会の多い内容により向けられていると考えられる。

2. 年代によって特徴のある「わからない」の多少の傾向

前述のとおり、人権課題の内容により「わからない」を選択することの多少に差があることが確認できた。これに加えて、回答者の年代別の調査結果を見ると、年代別にも傾向があることがわかった。年代が高くなる毎に「わからない」を選択する回答者の割合が高くなる傾向にあった人権課題は、インターネットを使った犯罪に関することや性的指向・性別違和に関するものであった。他方で、反対に年代が低くなる毎に「わからない」を選択する回答者の割合が高くなる傾向にあった人権課題は、同和地区出身者に対する差別の有無や同和問題の課題など同和地区に関するものであった。

これらの調査結果の傾向から、年代によって比較的知識や理解の浸透している人権課題の特徴が明らかになったので、人権課題の周知や啓発に際しては理解の不足する年代に焦点を絞った方法をとることがより効果的になることが予想される。

3. 人権関連の法制度の理解の不足

また、1. の項目で述べたとおり近年法整備のされている人権課題については、従来から取り組まれてきた人権課題と比較して市民の関心が高いことがわかった。しかし、他方で人権に関する法制度の内容まで理解している割合は、決して高いわけではなかった。世界人権宣言や人種差別撤廃条約などが10歳代で認知度が高いのは、高等学校までの教育のなかで知る機会があることの影響が考えられるが、それより上の世代では認知度が下がる。また、虐待防止法や男女雇用機会均等法などの国の法制度は、全ての世代において比較的認知度が高いが、三原市人権尊重都市宣言や三原市市民憲章など三原市の固有の人権に対する取り組みの認知度は極めて低い結果となった。また、登録型本人通知制度や部落差別解消推進法など私たちの生活に身近なはずの課題への法律に関する認知度も極めて低い結果となっている。

市民の人権の法制度に関する教育は、学校教育だけで終わることなく、社会人の市民に対してもより充実した具体的な教育を行うことが必要であることが明らかになったと言える。

4. 人権の話題の日常化の必要性

前述のとおり、三原市民の人権に対する意識は、全般的に高いとは言えず、平成15年度に行った調査結果と比較しても人権課題に対する意識が徐々に後退していることがうかがえた。しかし、他方で今回の調査で追加項目を設定して調べたように、私たちの社会では新しい人権課題が次々と生まれてきており、人権課題への対応は裾野を広げることが求められている。

今後、三原市民の人権意識を高めるために必要なことは、市民の普段の生活の場において人権課題に関する話題を日常化できるかということがある。まずは、市民が人権課題を“わからない”段階から少しは名称や内容を知っている段階に教育や広報により近づくことが最初に必要である。しかし、これと同時に必要なことは、新たに気づいた人権課題を普段の生活で具体的に見聞きしなくても、「対岸の火事」(好井裕明 2016)として自分からは遠い存在に追いやるのではなく、自分の生活との関わりを推考する機会を日常生活の場で創ることが必要である。それは、生徒や学生には学校の間であり、社会人には職場や地域の場で機会を創ることが求められている。三原市民が自分自身の生活との関わりの中で、いかに人権課題について考えられるようになるかが重要なのである。